帰りたいけど帰れない

福島原発事故被害者のいま

伊藤久雄（認定ＮＰＯまちぽっと理事）

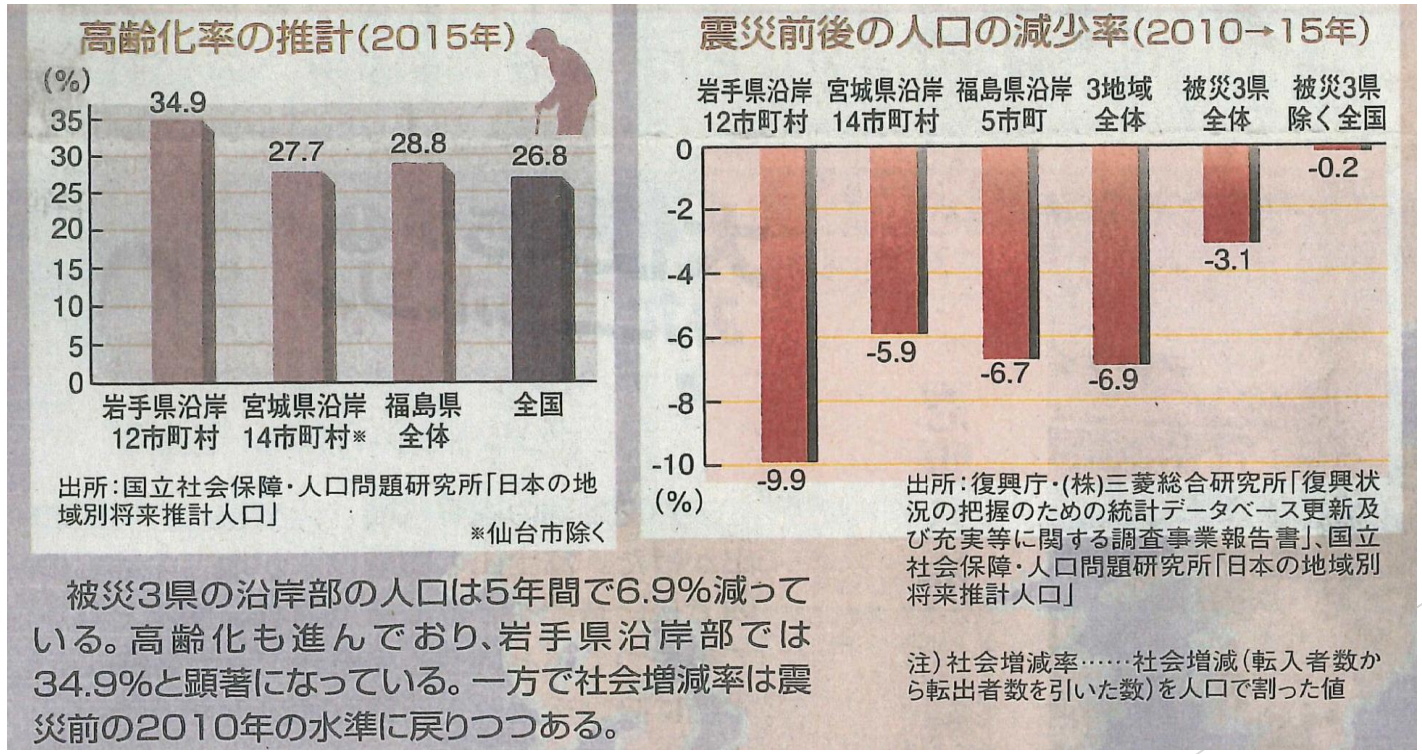

■福島の現状　終わりのない原発災害

○続く高線量に恐怖心（東京新聞、2月7日）

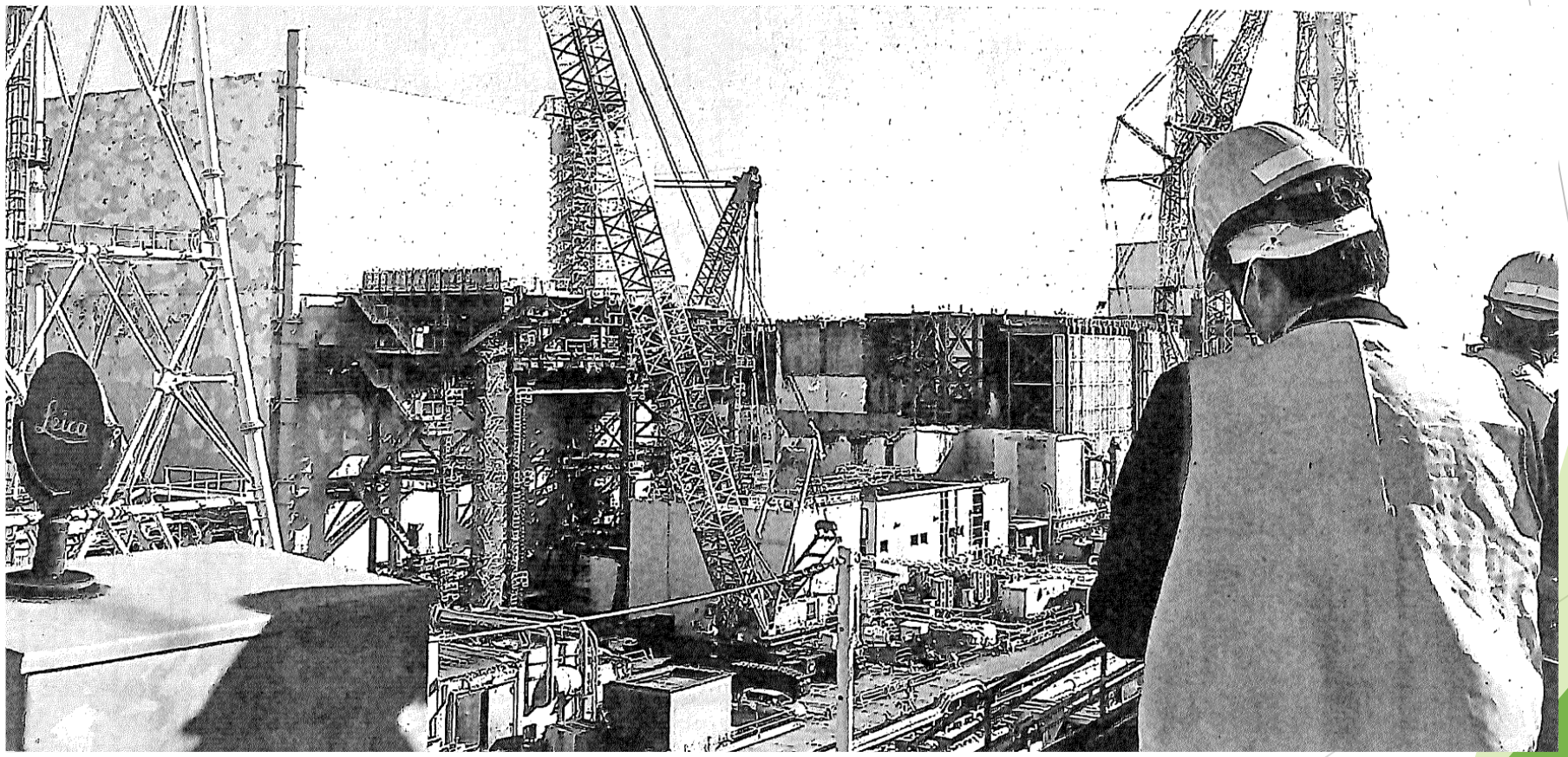

- 溶け落ちた大量の核燃料（デブリ）
- プールに残る使用済み核燃料棒
- 大量の汚染水、上昇する地下水
- 汚染水タンクはたまる一方、失敗した凍土壁
- 作業員の被ばく…死者も（公式発表3人？）
- 排気筒（120m）の中央付近で支柱に破断や変形（10か所）　解体しても置き場なし
- 第一原発4号機はなぜ廃炉にできないか
- 子どもたちの甲状腺がん

○震災関連死

福島県は宮城県の倍以上であり、高齢者が多い。
明らかに原発事故の影響である。

県別	合計	20歳以下	21歳以上 65歳以下	66歳以上
岩手県	４６０	１	６０	３９９
宮城県	９２２	２	１１８	８０２
福島県	２，０８６	１	２０５	１，８８０
茨城県	４１	２	６	３３
その他	１４	１	４	９
合　計	３，５２３	７	３９３	３，１２３

○進まない中間貯蔵施設

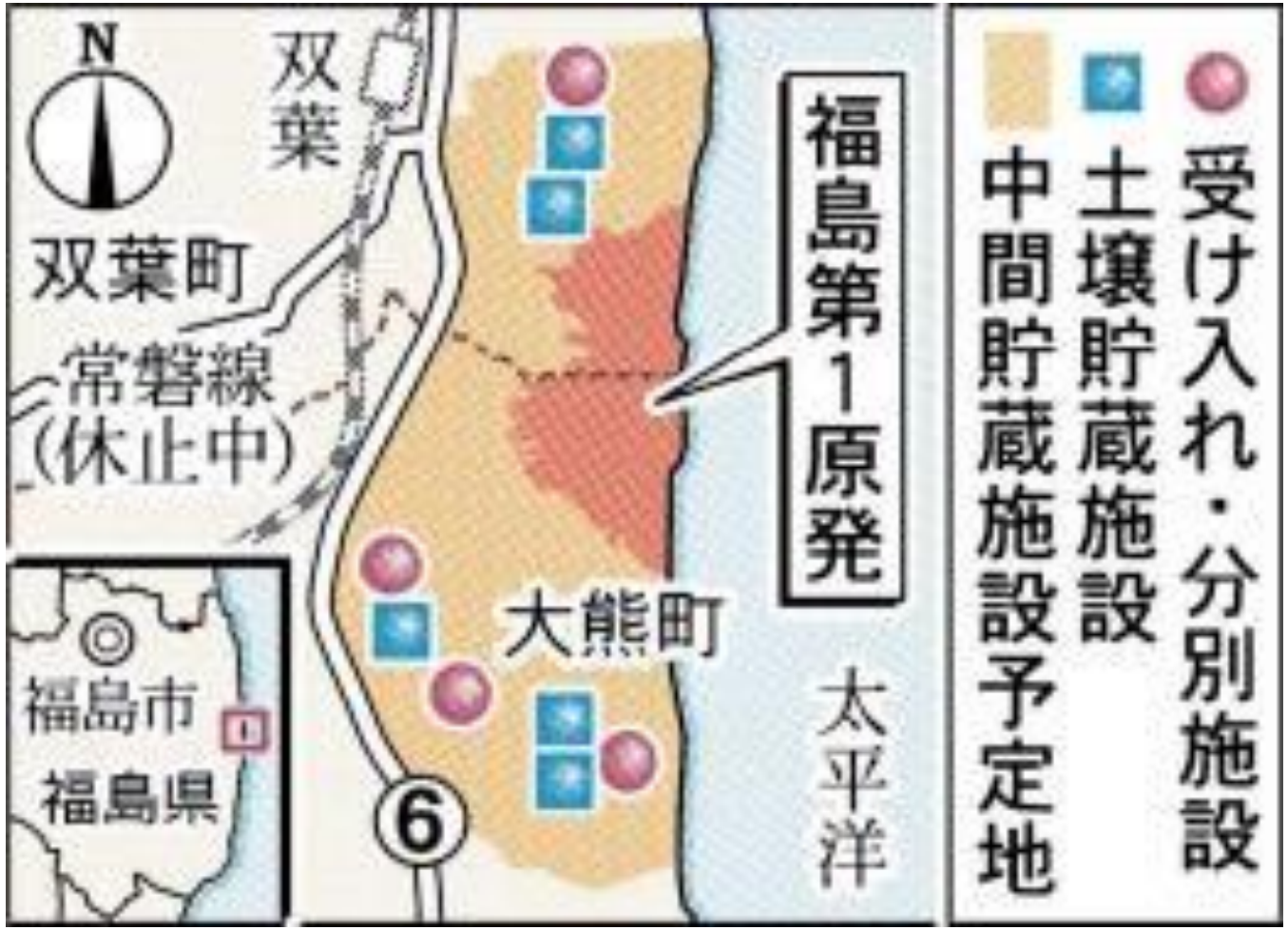
受け入れ・分別施設
土壌貯蔵施設
中間貯蔵施設予定地
福島第1原発
太平洋
大熊町
6
双葉
双葉町
常磐線
(休止中)
N
福島市
福島県

用地取得率２１％　２月末現在

- 環境省によると、今年２月末現在（速報値）、地権者２３６０人のうち土地の売却や地上権の設定に合意したのは７１９人。契約済み面積は約３３６ヘクタールで建設予定地約１６００ヘクタールの約２１・０%。
- 環境省は用地取得の目標を２９年度で累計２８７～８３０ヘクタール程度、３０年度で同４００～９４０ヘクタール程度、３１年度で同５２０～１０４０ヘクタール程度に設定している。政府の「復興・創生期間」の最終年度で、東京五輪・パラリンピックが開催される３２年度は同６４０～１１５０ヘクタール程度としたい考えだ。
- しかし今後はどうか？　所有者不明土地（約800人）も存在も。恫喝交じりの用地交渉に批判も多い。

○住民帰還の妨げ－中間貯蔵施設

仮置き場に山積みになった除染廃棄物が入った黒いフレコンバック。奥に住宅がある。

（2月9日東京新聞。福島県葛尾村）

・県内11市町村の仮置き場は、今年1月末時点で271か所、１㎥入り袋で約746万袋。

福島県楢葉町（2014年11月、伊藤撮影）

福島県楢葉町（2015年12月、伊藤撮影）

○被災３県の避難者数

（2017年2月13日現在、復興庁）　　単位：人

	県内避難者	県外避難者	合　　計
岩手県	１４，６６３	１，３１５	１５，９７８
宮城県	２３，８５３	５，４３４	２９，２８７
福島県	３９，６３０	３９，５９８	７９，２２８

福島県の県内の避難状況（人）

仮設住宅	借り上げ住宅	公営住宅等	親戚・知人等
１１，８５５	２１，９６８	１，６０９	２，２３４

同　県外の避難状況

	公営、民間住宅等	親戚・知人等	病院等	合計
宮城県	１，４９２	１，１５９	６	２，６５７
山形県	１，９２４	６８１	２０	２，６２５
茨城県	２，２８１	１，３９９	２８	３，７０８
栃木県	２，０５８	７１０	５１	２，８１９
群馬県	６２６	２６２	１２	９００
埼玉県	２，３８０	１，６１２	３５	４，０２７
千葉県	１，４８５	１，１３１	２５	２，６４１
東京都	４，００７	１，１０１	３３	５，１４１
神奈川県	１，１７７	１，６１５		２，７９２
新潟県	２，９７４	１２５	２９	３，１２８
その他	６，６８７	２，４５４	１９	９，１６０
合　計	２７，０９１	１２，２４９	２５８	３９，５９８

○避難先移住の現状

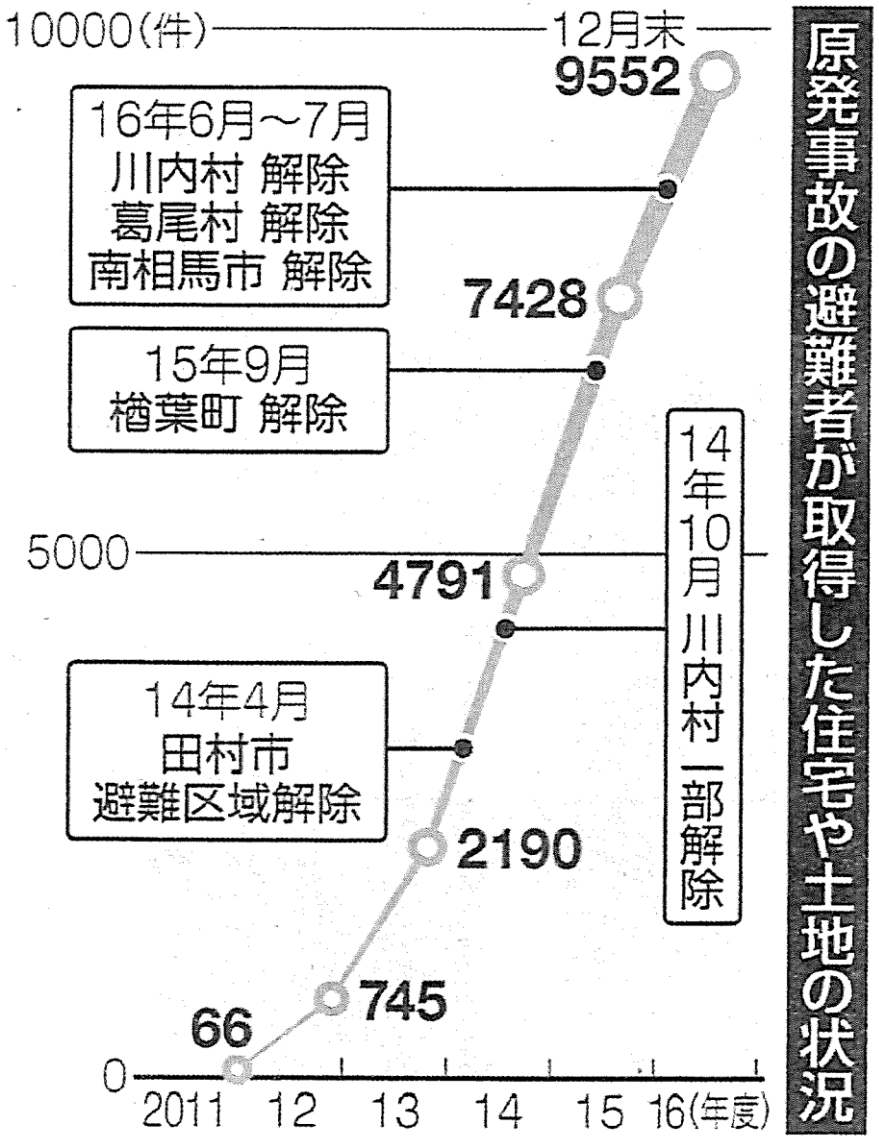
原発事故の避難者が取得した住宅や土地の状況
10000(件)
5000
0
12月末
9552
7428
4791
2190
745
66
16年6月～7月
川内村 解除
葛尾村 解除
南相馬市 解除
15年9月
楢葉町 解除
14年10月川内村一部解除
14年4月
田村市
避難区域解除
2011
12
13
14
15
16(年度)

○避難先移住の現状－都道府県別（東京新聞、2017年2月4日）

福島県	８，２９０件	茨城県	３７６件
栃木県	１９３件	宮城県	１７３件
埼玉県	１５２件	千葉県	９６件
東京都	７８件		

※東京新聞が、不動産取得税の減免（帰還困難区域と居住制限区域に住んでいた人が新たに住宅や土地を取得する場合、不動産取得税が軽減される）の件数を調べた。福島県は条例で、避難解除準備区域の住民も対象。

このような状況は、避難先での住宅取得が急増していることを示す。

■国・県・町村の「棄民政策」「難民政策」

第1　国による帰還困難区域以外の避難指示解除の強行（2017年3月）

第2　これに合わせた東電による精神的損害賠償の打ち切り（2018年3月）

第3　「自主避難者」に対する住宅無償支援の打ち切り（2017年3月）

　これらはいずれも、自己責任による移転先選択（戻るか、戻らないか）を強制するものだ。

　また、避難指示が解除されると、仮設住宅やみなし仮設住宅問の提供も解除される（楢葉町は2018年3月末。その他の自治体は現在のところは未定）。

　これはまさに、「棄民政策」「難民政策」ではなかろうか。

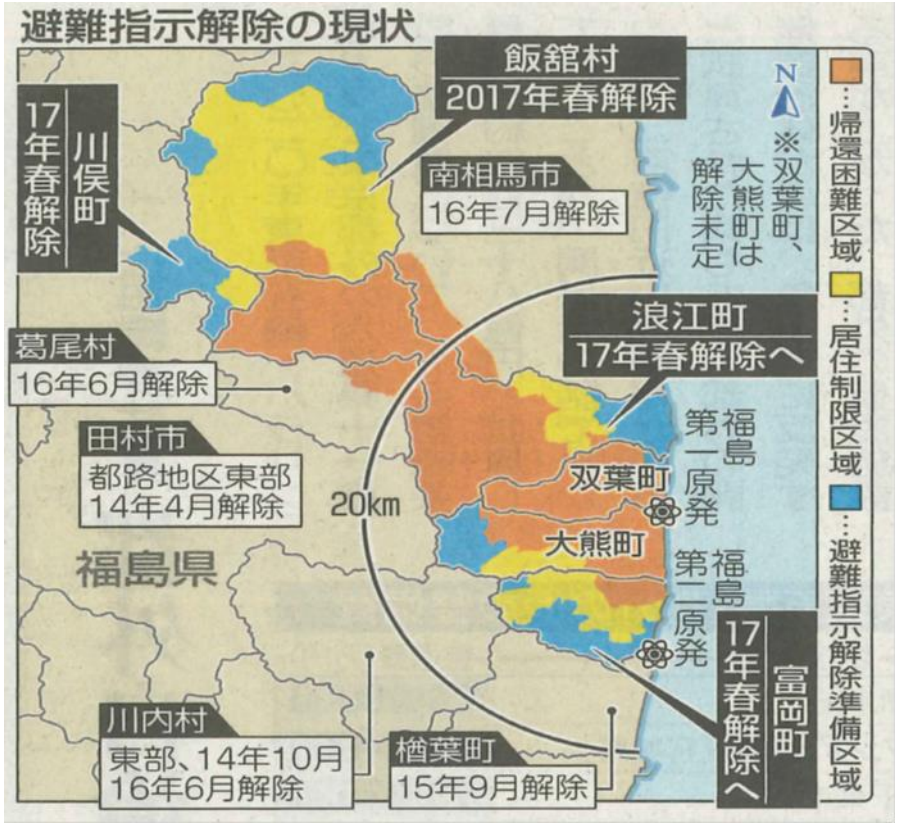

・避難指示が出された自治体
　１１市町村
・すでに解除
　５市町村
・3月31日解除
　浪江町、川俣町、飯館村
・4月1日解除
　富岡町
・4月1日以降は、原発立地地域（双葉町、大熊町）と南相馬市、浪江町、飯館村、富岡町の帰還困難区域以外は避難指示が解除される。

○避難指示解除区域の現実

すでに解除された区域の帰還者（2017年1月末）

・田村市（避難指示はごく一部）　72%

・楢葉町　11%　・葛尾村　9%　・川内村　21%　・南相馬市　14%

新たに解除予定の４町村の住民調査で「戻りたい」と回答した人

・富岡町　16%　・浪江町　18%　・川俣町　44%　・飯館村　３３%

（解除後ただちに帰る人ではない）

帰還困難区域

・双葉町（昨年8月調査）　戻りたい（将来もふくめて）

13.4%　　戻らない　62.3%

・大熊町（一昨年8月調査）戻りたい

11.4%　　戻らない　63.5%

○なぜ「戻らない」のか

富岡町の住民意向調査から

「帰還の判断がつかない」

「戻らないと決めている」理由

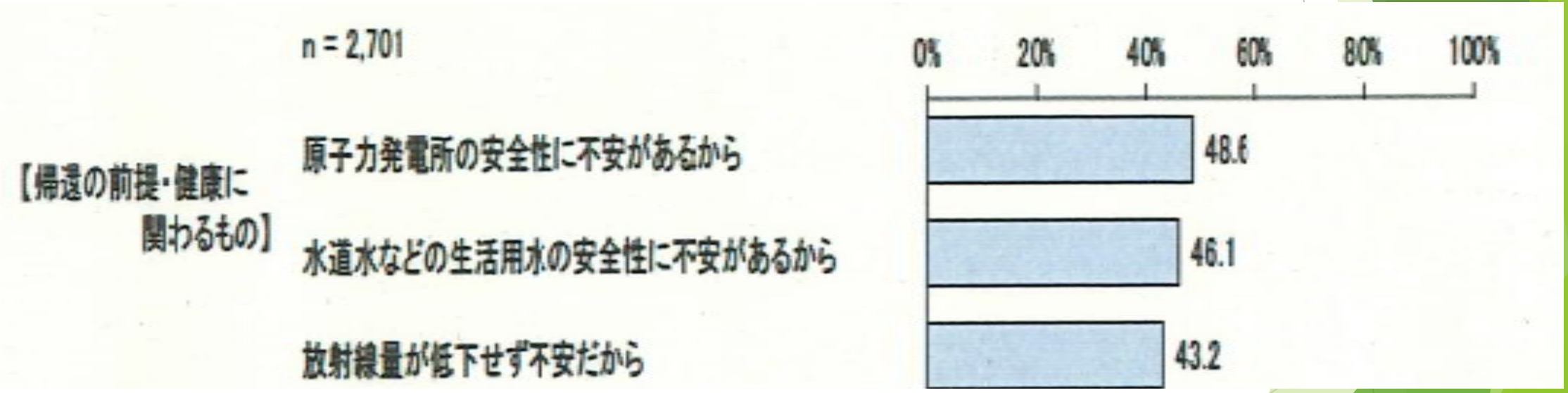

【町内の復旧状況に関わるもの】

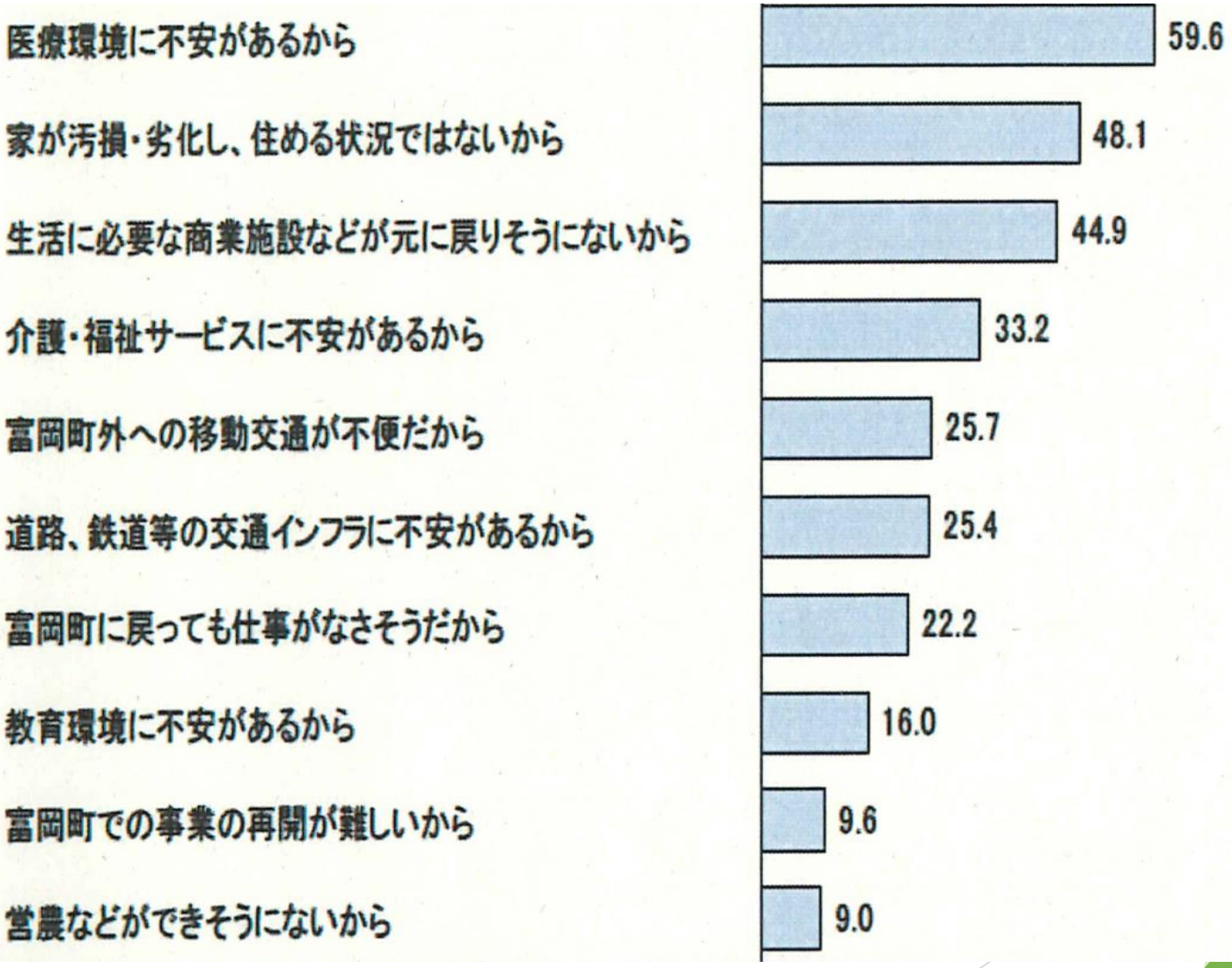

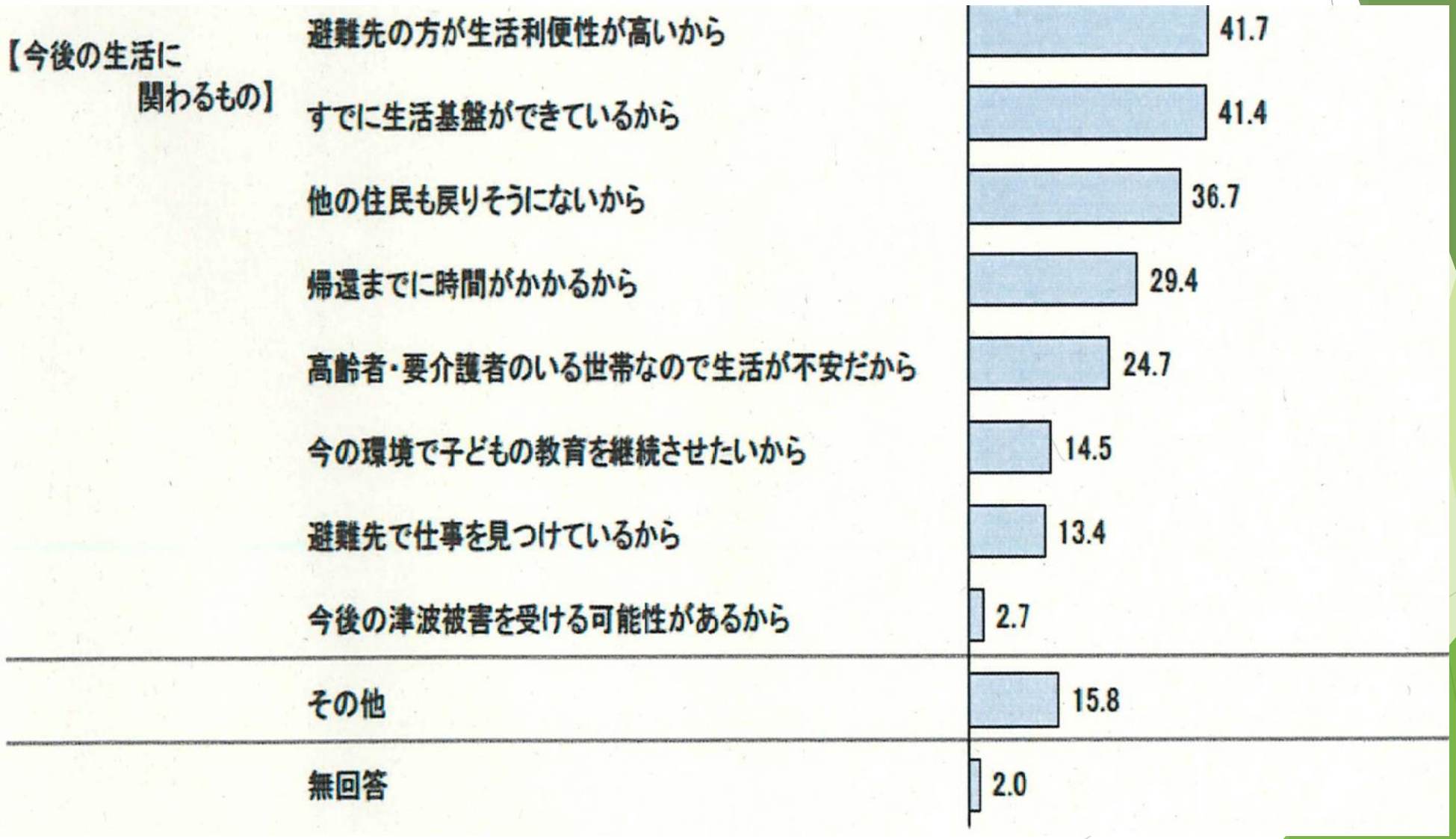
【今後の生活に関わるもの】
避難先の方が生活利便性が高いから
41.7
すでに生活基盤ができているから
41.4
他の住民も戻りそうにないから
36.7
帰還までに時間がかかるから
29.4
高齢者・要介護者のいる世帯なので生活が不安だから
24.7
今の環境で子どもの教育を継続させたいから
14.5
避難先で仕事を見つけているから
13.4
今後の津波被害を受ける可能性があるから
2.7
その他
15.8
無回答
2.0

○当面する課題－住宅の無償提供の打ち切り

（避難区域外から避難を余儀なくされた「自主避難者」）

大地震、大津波、原発災害に続く、第4の災害になることを危惧する！

- 県内外の自主避難者は約1万2000世帯、約3万2000人
- 県外の自主避難者

東京都　約700世帯

茨城県　201世帯

千葉県　234世帯

埼玉県　182世帯、498名（昨年9月現在）

神奈川県　322世帯、764名

東京新聞（3月8日）

帰還政策で「国内難民」

避難者への住宅提供打ち切りへ

福島原発事故

被害者ら会見「国際社会の勧告無視」

東京電力福島第一原発事故から六年となるのを前に、事故の被害者や非政府組織（NGO）関係者が七日、日本外国特派員協会で記者会見し、「日本政府の対応が深刻な人権侵害を引き起こしている」と指摘した。被ばくの低減などを求める国際機関の勧告に従い、住宅支援の継続などで改善するよう求めている。

（橋本誠）

「まだまだ放射線量が高い。原発事故が収束しない限り、子どもたちは帰せない」

事故当時十二歳だった娘と福島県郡山市から川崎市に避難している松本徳子さん(五五)は、この六年間に積もった思いを海外メディアに訴えた。

福島県では今月三十一日に浪江、川俣町と飯舘村で、四月一日に富岡町で、居住制限区域と避難指示解除準備区域が解除される。

「被ばくを防ぐために避難した区域外の住民も、強制的に避難を余儀なくされた区域内の住民も今春からは自己責任とされ『国内難民』となる。国は国策として進めてきた原子力事故の責任を果たしておらず、つらい思いをしている。私たちは見捨てられています」

今月末には、避難区域外から避難した「自主避難者」への住宅の無償提供が打ち切られる。こうした政策は居住や健康の権利をおびやかすものという。

国際環境NGO「グリーンピース・ジャパン」シニア・グローバル・エネルギー担当のケンドラ・ウルリッチ氏は「原子力産業はチェルノブイリ原発事故によって、広大な立ち入り禁止区域があることが事業の妨げになることを学んだ。原発事故は取り返しがつかないことを思い出させるからだ。住宅支援の打ち切りや来年の賠償打ち切りは、安倍政権による帰還推進にほかならない」と指摘した。

そのうえで、被災者の損害に対し、住宅支援の継続を含む全面的な賠償をするよう提言。放射線量や除染活動の範囲について情報提供すること、被害者が自分の医療記録と検査結果を容易に閲覧できるようにする

東京都への要請（避難の協同センター）

（2017年2月4日　要請）

1．区域外（自主）避難者への家賃や転居費用などの経済的支援を早急に実施してください。

2．公営住宅などの入居要件を撤廃、もしくは大幅に緩和し現在でも住まいが決まらない避難者に開放してください。支援から外れる避難者がでないように配慮ください。（注：収入要件の21.4万円）

3．民間賃貸住宅の継続居住に関し、自治体のサポートをおこなってください。貸主が必要以上の諸条件の提示などで継続居住を断念する事がないように指導を強めてください。

4．特に小さい子どもがいる世帯、母子避難などで経済的、生活的困難にある避難者、などの実状を丁寧に聞き取り、配慮ある支援をおこなってください。

5．誰も路頭に迷う事のないよう、配慮ある対応をおこなう事を約束してください。

○声高な「復興」と帰れない、帰らない住民

「新生ならはプロジェクト」の例（遠藤町長の市政方針演説）

・災害公営住宅の建設－6月に全戸引き渡し

・竜田駅東側の企業宿舎が今月中に竣工、ビジネスホテルも近く着工予定

・観光－６年ぶりとなるサマーフェスティバルの開催

観光拠点であるしおかぜ荘の新源泉の掘削成功し、サイクリングターミナルと併せ利用客も徐々に伸びてきた

・農業－20ヘクタール規模で出荷を目的とした稲作を再開

・水産業－木戸川の鮭ふ化施設が復旧し、鮭稚魚育成も本格的に再開

・南工業団地や北部産業団地での企業立地の決定や操業開始、イノベーション・コースト構想の受け皿としての産業再生

問題は雇用だと考えられるが？　誰が働くのか？

遠藤町長の市政方針演説　続き

いよいよ今年の春は町復興計画で示す帰町目標の時期を迎え、町の復興のステージは本格復興期に移行いたします。全ての町民の生活再建と、新生ならはの創造に向け、これからが正念場となってまいりました。

まず、仮設･借上げ住宅の供与期間が、来年３月で終了することが決定しております。いまだ約３割の世帯が供与期間終了後の住居が決まっていないとの調査結果から、早期に新しい住居を確保していただけるよう、相談体制の充実などしっかりとした支援を行っていくとともに、仮設住宅の集約化などにも着手していかなくてはなりません。

また、４月から町内で小中学校を再開いたしますが、来年度以降も継続して新入生を確保していくためには、魅力ある教育環境を用意するだけではなく、子育て世代が楢葉で生活をしたい、楢葉に移住したいと思っていただけるような居住環境の整備をさらに進めていかなければ、町の衰退に一層拍車がかかることは避けられません。

■今後の課題

○原発避難集団訴訟

審理は長期化している。結審を迎えたのは前橋地裁（昨年１０月３１日）と千葉地裁（今年１月３１日）の２件で、３月２１日には福島地裁の１件が結審する見通し。

被告は全国で12,000人（東京新聞）、毎日新11,400人（右表）。

福島第1原発事故被災者らによる集団訴訟

提訴地裁	原告（人）	提訴時期	主な請求内容
札幌	250	2013年６月	1650万円
仙台	84	14年３月	4220万円
山形	729	13年７月	1100万円
福島（８件）	7838	12年12月～15年10月	原状回復や慰謝料
東京（３件）	451	13年３月～14年12月	1750万円など
横浜	174	13年９月	2000万円
さいたま	99	14年３月	1100万円
千葉	45	13年３月	2000万円
前橋	137	13年７月	1100万円
新潟	807	13年９月	1100万円
名古屋	135	13年６月	1100万円
大阪	243	13年９月	1650万円
京都	175	13年９月	550万円
神戸	92	13年９月	1500万円
広島	28	14年９月	1100万円
岡山	103	14年３月	1100万円
松山	25	14年３月	500万円
福岡	54	14年９月	550万円
計	11469		

［注］請求内容の金額は慰謝料で原告1人当たりの請求額。福島、東京両地裁の慰謝料は訴訟ごとに異なる

前橋地裁の判決（17日）

137人が国と、東電に1人当たり1100万円の損害賠償を求めた。

原告、笑顔なき勝訴…苦労報われず落胆

◇認定、１３７人の半分以下

○被害者のまとまったコミュニティづくり－移転、移住の課題

- このままでは、個々の世帯、あるいは世帯が分離したまま、個人故人の努力で自宅を再建、または賃貸住宅に移住することになる（すでに半数以上はその実態にある。
- 私は避難当初から「集団移転」を主張してきたし、「仮の町」構想もあったが、国や県は検討の対象にさえしなかった。
- しかし現在、たとえば仮設住宅の近辺に住宅を建設、取得するケースも多いと聞く。このようなことを行政が意識的にすすめれば、災害公営住宅もふくめて新たなコミュニティの拠点になりうる。
- コミュニティ拠点と称して、いわき市、郡山市、会津若松市などの1か所づつつくっても真の意味での拠点にはならないと思う。

○「インフラの復興」より「生活再建」に投資を！

大熊町の基金残高と年度別積立金

財政調整基金・特定目的基金		震災関連基金	
財政調整基金	8,931.5	東日本大震災復興基金	7,139.5
減債基金	23.7	東日本大震災復興交付基金	27.3
特定目的基金	14,853.6	中間貯蔵施設立地町地域振興交付金	3,292.5
計	23,808.8	中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金	46,100.0
＊特定目的基金は16基金。		計	53,559.3

	歳出総額	積立金	構成比（%）
2010年度	7,122,222	1,428,708	20.1
2011年度	10,541,499	5,488,246	52.1
2012年度	8,274,902	3,984,272	48.1
2013年度	9,337,381	5,195,557	55.6
2014年度	59,970,076	54,246,997	90.5

○住民票へのこだわり

・「二重住民登録」という問題提起があった（今井 照福島大学教授）。しかし、総務省は無視したままである。

・　避難指示が解除になれば、次は「帰還か」「移住か」を迫らえれ、帰還しなければ「自主避難」になる。

・さらにその次は、移住者は住民票を移住先に移すことを強いられることになると思われる（私見）。つまり、住民登録の上からも「ふるさと」は解体される。

・したがって、何らかの工夫をして移住者も「ふるさと」につなぎとめることが重要だと考える。私案では、移動した先の自治体が「住民登録した旨を元の自治体に送付すること義務づけることにしたら、というものだが、実現のためには住民登録法の改正が必要になる。知恵を出し合うことが急務！

息の長い支援を！